

みよし市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、みよし市内の建築物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、国及び愛知県が定めた基本方針に即して、必要な事項を定める。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

(1) 木材の利用を促進する建築物

この方針における建築物は、市内に整備される法第2条第1項に掲げる建築物とし、市が木材利用に取り組む公共建築物は市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

(2) 市の責務

市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努める。

(3) 木造・木質化の推進

市は、愛知県、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が市全体に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

(4) 木材利用の普及啓発

市は、木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

(5) 建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、事業者等から法第15条に定める建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認の上、締結する。

第3 公共建築物等における木材の利用の目標

(1) 木造化の推進

市が新たに整備する建築物については、積極的に木造化（一部木造も含む）を促進するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は木造以外の構造とすることができる。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物

イ 建築物の用途から木造がなじまない、あるいは木造にすることがコストや技術の面で困難な施設

(2) 木質化の推進

市は、整備する建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化を積極的に進める。ただし、次のいずれかに該当する場合

は、除くことができる。

ア 法令の規定により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することがコストや技術の面で困難な場合

(3) 使用する木材の産地

市は、木造化、木質化を推進するに当たって使用する木材は積極的に国産材（国内で伐採された木材）を使用することとし、特に地域材（県内又は市の水源地域で伐採された木材）が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。

(4) 公共施設に係る工作物

市が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(5) 備品及び消耗品

市が使用する備品及び消耗品については、木材を原料としたものを導入するように努める。

第4 木材の利用の促進に関し必要な事項

(1) 愛知県・関係団体等との連携

市は、市以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼び掛ける。

(2) 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

市は、公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達によって、建設コストの適正な管理を図る。

また、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮するなど、総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

さらに、備品や消耗品の調達においても、購入コストのほかに、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

こうした公共建築物で考慮すべき事項について、民間建築物においても普及を図る。

附則

この方針は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この方針は、令和5年2月14日から適用する。